

7 個体数調整に関する事項

(1) 個体数調整に関する考え方

これまでも主に採食地やその周辺において有害鳥獣捕獲や狩猟の形で捕獲が行われてきたが、目標達成のためには、捕獲を強化する必要があるため、個体数調整を目的とした捕獲も可能とする。この際には、ねぐら・コロニーでの捕獲も選択肢となる。

個体数の増加を抑えて安定的に管理していくためには、攪乱により拡散させることは逆効果となるので、ねぐら・コロニーの分布の管理が重要となる。分布の管理については、「8 ねぐら・コロニーにおける対策」に記載する。

また、孵化の抑制や繁殖の妨害等により繁殖抑制を行うことも個体数調整と位置づける。

個体数調整の実施前後には生息状況のモニタリングを行い、採食地での捕獲及びねぐら・コロニーでの繁殖抑制及び捕獲の実施結果並びに生息数・繁殖率等のデータを踏まえ、前年度の対策を検証し、その後の対応を検討するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行う。

(2) 個体数調整の実施方法

対策の実施に当たっては、実施場所の実情に応じた適切な手法を選択するとともに、攪乱によりかえって個体数の増加を招く結果とならないよう注意する。

ア 繁殖抑制

巣へのドライアイス投入やオイリング等により死んだ卵を抱かせ続けることで繁殖機会を逃させる、巣落としにより繁殖を妨害するといった対策が考えられる。

イ 捕獲

銃器等による捕獲では、従来行われている採食地での捕獲の他、ねぐら・コロニーでの捕獲が想定される。ただし、ねぐら・コロニーでの捕獲を行う場合には、カワウの生態を踏まえた合理的な方法をとるとともに、拡散を防止する等の対応が必要となる。捕獲の実施に当たっては、手法や体制等について満たすべき条件を整理し、これをもとに体制を整えることとする。

なお、個体数調整を目的とした捕獲の実施箇所は、ねぐら・コロニーのみに限るものではない。採食地や、ねぐら・コロニーから採食地への移動経路上等、カワウの動きや現地の状況を勘案して適切な実施箇所を選定するものとする。

8 ねぐら・コロニーにおける対策

県内に生息する個体の急激な増加を防ぎ安定的に管理するために、モニタリングの情報を元に、ねぐらやコロニーに対する対策を実施し、カワウの県内生息数の抑制を図る。ただし対策によってカワウの拡散につながる等、被害が増加する結果とならないよう、実施に当たっては特に慎重に検討する必要がある。

また、他の鳥類が同所的に利用するねぐら・コロニーでの対策に当たっては、他種の生息環境への影響を最小限に留めるよう配慮する。

(1) 定着コロニーの管理

ア 考え方

計画策定時点で、成立後、ある程度年数が経過し定着しているコロニーについては、規模の抑制と安定的な管理に努める。対策を行う際には、予想される拡散への対応（拡散先の予

想、拡散先のモニタリング体制・対策実施体制の整備)を準備した上で実施し、拡散先の実情に応じて対策を続ける。

イ 対象地

現状では、高津戸ダム(みどり市)、南陽台(高崎市)及び真壁調整池(渋川市)の各コロニーが該当する。

ウ 対策

コロニー周辺域の対策として、テープ張りや樹木の伐採を含めた対策の実施により拡大防止を図るとともに、コロニー自体への対策として、ドライアイス等を用いた繁殖抑制や捕獲により個体数の抑制・減少を目指す。実施にあたっては、現地の状況をよく確認し、拡散先の把握や追加が必要とされる措置を行うための体制を予め整備し、関係者の合意を形成した上で行う。

現状では、いずれのコロニーも、営巣木の樹高が非常に高い、急斜面にある、貯水池の中州にある等、地上から近づいて対策をする上で非常に不利な立地条件となっている。このため、テープ張り等の実施によりあえて拡散させ、移動した先で対策を行うことも選択肢となる。この場合、拡散先を確実に把握できるよう、事前の合意形成や体制整備は特に重要となる。

(2) 新規コロニーの管理

ア 考え方

計画策定時点で、規模が小さく、成立してから年数の浅いコロニーについては、除去又はねぐら化を図る。計画期間中にコロニーが新規成立した場合、除去する。

イ 対象地

現状では、田代湖(嬬恋村)コロニーが該当する。

ウ 対策

管理者等の関係者との調整を行った上で、テープ張り等の手法を検討し、可能な対策を行う。

(3) 既存ねぐらの管理

ア 考え方

既存のねぐらについては、モニタリングを続け、拡大防止を含めた安定的な管理とともにコロニー化を防止する。

イ 対象地

鳴沢湖(高崎市)等10箇所のねぐらが該当する。

ウ 対策

必要に応じて周辺へのテープ張り等の拡大防止策をとる。営巣開始時には、巣落としや捕獲等実情に応じた可能な対策によりコロニー化を防止する。防止対策を営巣が始まる前に実施できる方が望ましいので、モニタリングの中で、繁殖行動開始の兆しを捉えるよう努める。

(4) 新規ねぐらの管理

ア 考え方

ねぐらの成立を阻害する。

イ 対策

モニタリングにより新規ねぐらの形成について情報が得られたら、テープ張りやロケット花火等で追い払いを行う。

9 採食地における対策

被害発生地において、地域の実情に応じた追い払いや着水防止、加害個体の捕獲を行なう等、カワウに対して直接的な被害防除を実施する。また、これを継続することを可能とする体制の整備に努める。

(1) 飛来防止・追い払いの実施

ロケット花火等を使用した追い払い対策を継続して行う。特に守りたい区域や対象魚種を明確にして集中的に行う、魚の放流の時期に合わせて行う等、時期や場所を工夫して効果的な対策を実施する。

(2) 着水防止対策

特に守りたい区域について、テグス張り等の着水防止対策を行う。

(3) 魚類の避難場所の設置

魚類の生息地である湖沼や河川において、粗朶(*1)や人工漁礁(*2)等の配置により適切な隠れ場所を設置することで、魚類がカワウに採食されにくい環境の整備を図る。

*1 切った樹木の枝や幹を束ねたもの。水中に沈めて魚類の生息環境とし、カワウが採食行動に出ても魚類が逃げ込める場所を作ることができる。粗朶沈床。

*2 水中に沈められた人工物で、魚類の住み処となるもの。粗朶(沈床)よりも永続的に利用できるよう耐久性を持たせたもので、コンクリート等で作られることが多い。木工沈床等。

(4) 放流方法の工夫

地域の実情に応じて、蓄養放流(*)等の手法を取り入れる。

*河川に設置した生け簀等に種苗を短期間蓄養し、環境馴致した後に放流する方法。

(5) 有害鳥獣捕獲

カワウの捕食被害が認められる場所等において、有害鳥獣捕獲を実施する。採食地での散弾銃による捕獲は、追い払いの効果も期待される。

(6) 新規採食地での予察捕獲

新規に飛来が認められた箇所においては、予想される被害の状況に応じ、他の被害防除対策と併行して、追い払いを兼ねた予察捕獲の実施を検討する。

(7) 河川環境の整備

魚の適切な隠れ場所があればカワウの捕食被害を軽減でき、カワウの個体数増加を抑制する要因にもなる。また、水産資源の中でもウグイやオイカワのような魚種が豊富にすることで、価値の高いアユ等が捕食される率が相対的に低下する。

このような環境は、淵や淀みのある変化に富んだ河川において実現されている。このため、河川改修等の機会を捉え、動植物の生息・生育・繁殖環境等について配慮した河川整備を進めるよう努める。

また、漁協や市民団体により行われているゴミ拾い等の河川環境保全活動も魚類の生息環境

の保全・向上に貢献しており、取組の継続が期待される。

10 その他適正管理のために必要な事項

(1) カワウの生態、被害対策に関する啓発

一般の県民はもとより、利害関係者や行政の担当者にあっても、他の鳥獣と比較すると、カワウの生態や被害対策に関する理解は進んでいないのが現状である。基礎知識の不足した状態で被害対策に当たることによって、拡散等、より深刻な事態を招きかねないことから、こうした知識についての啓発を図る。

また、モニタリング結果や対策の実施について、インターネット等を活用した情報の共有に努める。

(2) モニタリングの実施

ねぐら・コロニー調査による生息数調査や、河川湖沼における飛来数把握を継続して行い、県内のカワウに関する情報を蓄積して個体群管理や被害防除対策において活用する。コロニーにおいては繁殖率や繁殖時期等、県内の繁殖状況の把握に努める。

新規ねぐら・コロニー、採食地を発見した場合は、関係者間において情報を共有し、対策等の検討を進める。また湖沼等に関しては、管理者の協力も得て新規生息地の早期発見ができる体制を整備する。飛来状況やねぐらの情報についてより多く収集できるよう、野鳥の会を始め県民に広く協力を呼びかけるとともに、市町村や県においても情報を収集する。

(3) 検討・評価の実施

学識経験者、関係団体及び関係行政機関により構成される群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会を設置し、本計画の内容・進捗状況や実施結果について、検討・評価を行う。また、検討委員会の下には獣種別専門部会を設置し、県関係課担当者レベルでの実務的な作業を行うものとする。

また、野生動物のほか森林生態学の学識者で組織する群馬県野生動物対策科学評価委員会は、野生鳥獣による被害を軽減するため、県及び市町村が実施した施策の実施結果について、科学的・客観的な知見に基づき、本計画等に関する評価を行う。

(4) 捕獲技術の導入・啓発、捕獲従事者の養成

ねぐら・コロニーにおける捕獲は、カワウの生態や野生動物の保護管理についての考え方を踏まえて科学的に実施することが重要である。実施に際しては、捕獲羽数のみでなく拡散の状況等についても検証を行い、合理的な捕獲を可能にする条件の明確化や、実施にあたる捕獲従事者の養成に努める。

(5) 県内における実施体制

カワウによる被害は、内水面漁業や生活環境のほか、観光産業・地域振興等にも影響を与える問題である。県の各部局における対応に加え、市町村、漁業関係団体、鳥獣調査機関、捕獲従事者等との連携が不可欠である。

各主体がそれぞれの役割に応じて連携できるよう、連絡調整及び協力体制の構築を図る。地域ごとに関係者の協議の場を設けて意見・情報交換を行うとともに合意形成を図り、地域の実情を踏まえて役割分担を決定することが望ましい。各対策の実施者として想定される主体について表2のとおり整理する。

[表2 対策実施に係る役割分担]

	対策内容	実施主体						実施地		
		県	市町村	県漁連	漁業者	野鳥の会	その他	コロニー	ねぐら・採食地	
個体群管理	分布の管理（モニタリング）									
	ねぐら・コロニーのモニタリング	○	○	○	○	○	人造湖管理者	○		
	追い払い	○	○	○	○			○		
	個体数調整									
	繁殖抑制	○	○	○	○			○	○	
	学術捕獲	○	○					○		
個体数調整	○	○	○	○			○	○		
被害防除	被害防除対策									
	追い払い		○	○	○			○	○	
	着水防止		○	○	○				○	
	魚の避難場所設置	○	○	○	○				○	
	有害鳥獣捕獲		○	○	○			○	○	
生息環境管理	ねぐら・コロニー管理									
	利用域制限・樹木伐採	○	○	○	○		人造湖管理者	○		
	魚類の生息環境保全									
	河川環境整備	○	○				国		○	
	河川環境保全	○	○	○	○		県民		○	
情報収集・共有	モニタリング									
	個体数の把握	○				○		○		
	飛来数・飛来日数の把握	○		○	○	○			○	
	胃内容物調査	○		○	○				○	
	情報の共有・発信									
情報提供・啓発	○	○	○	○	○			—		
進行管理	計画の進行管理等									
	関係者間の調整	○	○	○					—	
	モニタリング結果を計画に反映	○								
	進捗状況の把握	○								
	他県との連携	○								

(6) 広域的な連携

カワウの活動域はその飛翔能力に示されるように大変広く、県境を越えての移動も特別なことではない。関東カワウ広域協議会において県境を越えた広域的な情報共有や意見交換を行うとともに、隣接県と連携した取り組みを行う。

資料

(1) カワウ被害及び生息数の相関図

カワウ被害及び生息数の相関図(H29.7)

蚕糸園芸課作成「カワウ生息状況調査位置図」「平成29年度カワウによる食害金額の推定(漁協別)」及び蚕糸園芸課・鳥獣被害対策支援センター「ねぐら・コロニー調査」より作成

※近接のねぐら等は、合計で表示した。
・下久保ダムと神水湖

※調査終了又は調査結果0が続いているねぐらは、位置のみ表示した。
・頭無沼
・平出ダム
・福島橋上流
・丹生湖

※調査結果0だったねぐらは、半径10km円を細く描画した。
・鳴沢湖

【凡例】

漁協別
被害推定金額(千円)

半径10km
ねぐら・コロニー
生息数(羽)

